

令和7年第2回（6月）大磯町議会定例会

報 告 第 1 ～ 2 号 参 考 資 料

令和7年6月3日

令和6年度一般会計継続費・繰越明許費繰越計算書について

---

資 料

---

令和6年度大磯町一般会計継続費繰越計算書概要説明

【報告第1号】……1～2

[三沢川樋門整備事業]（河川・下水道課）

令和6年度大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書概要説明

【報告第2号】……3～7

[第3次低所得世帯支援給付金給付事業]（福祉課）

[橋りょう長寿命化修繕事業]（道路課）

令和6年度 大磯町一般会計継続費繰越計算書 概要説明

1 事業名

三沢川樋門整備事業

2 予算科目

(款) 8 土木費 (項) 3 河川費 (目) 1 河川総務費

(節) 12 委託料 (細節) 16 設計監理委託料

(節) 14 工事請負費 (細節) 1 工事請負費

3 事業概要

三沢川に対する金目川からの逆流防止対策のため、令和6年度から令和7年度までの継続費で合流部に樋門を整備する。

(現場技術監理)

- ・契約工期：令和6年10月15日～令和7年6月10日
- ・契約業者：公益財団法人神奈川県都市整備技術センター

(工事)

- ・契約工期：令和6年9月30日～令和8年3月25日
- ・契約業者：株式会社稲元興業 大磯営業所

4 所管課

河川・下水道課

5 事業経過・繰越理由

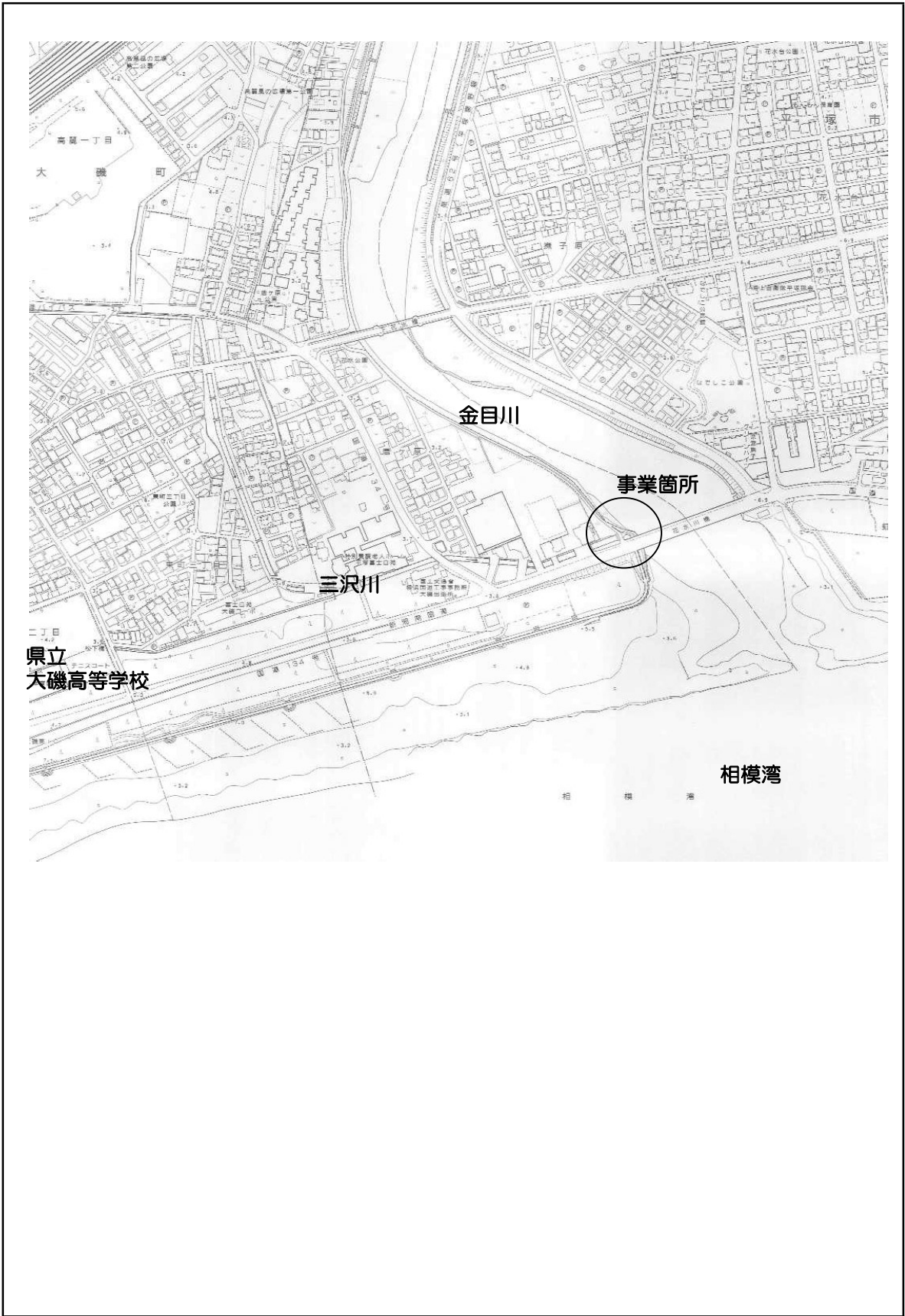
本事業は、令和6年度から令和7年度までの継続費で整備する事業である。

事業の実施にあたり、河川管理者である神奈川県との協議に時間を要し、出来高が予定した年割額を満たすことができなくなった。そのため、令和7年度に残額を繰り越して使用することができるように、繰越しの手続きを行ったものである。

6 位置図

別紙

# 位置図



件名	三沢川樋門整備事業
工事場所	平塚市 唐ヶ原 地内

## 令和6年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

## 1 事業名

第3次低所得世帯支援給付金給付事業

## 2 予算科目

- (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 社会福祉総務費
- (節) 1 報酬 (細節) 50 会計年度任用職員報酬
- (節) 3 職員手当等 (細節) 6 時間外勤務手当
- (節) 8 旅費 (細節) 50 会計年度任用職員費用弁償
- (節) 10 需用費 (細節) 1 消耗品費
- (節) 11 役務費 (細節) 1 通信運搬費
- (節) 11 役務費 (細節) 4 手数料
- (節) 12 委託料 (細節) 30 特設窓口対応等業務委託料
- (節) 18 負担金、補助及び交付金 (細節) 11 共同システム負担金
- (節) 18 負担金、補助及び交付金 (細節) 40 低所得世帯支援給付金

## 3 事業概要

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、低所得世帯（令和6年度の市町村民税均等割が非課税の世帯）に対し、1世帯当たり3万円の給付金を給付する。さらに、令和6年度住民税非課税世帯のうち子育て世帯について、世帯人数が多いことを考慮して、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり2万円を加算して給付金を給付する。

## 4 所管課

福祉課

## 5 事業経過・繰越理由

本事業については、対象世帯への給付及び取りまとめを行うにあたり、年度内に事業が終了しないことから、令和7年3月議会補正予算にて、令和7年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

・完了（予定）日：令和7年7月31日

令和6年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1 事業名

橋りょう長寿命化修繕事業

2 予算科目

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費 (目) 2 道路維持費

(節) 12 委託料 (細節) 16 設計監理委託料

(節) 14 工事請負費 (細節) 1 工事請負費

3 事業概要

令和5年度に改定した「大磯町橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化修繕工事を行うことにより、計画的かつ安全な橋りょうの管理を図るもの。

(現場技術監理)

- ・契約工期(当初)：令和6年7月25日～令和7年3月31日
- ・契約業者：公益財団法人神奈川県都市整備技術センター

(工事)

- ・契約工期(当初)：令和6年7月26日～令和7年3月3日
- ・契約業者：湘南テクノ株式会社

4 所管課

道路課

5 事業経過・繰越理由

本事業は、日吉跨線橋の長寿命化において施工箇所に近接する軌道敷等管理者の東日本旅客鉄道株式会社との協議に時間を要し、年度内に事業を完了しないことが明らかであることから、令和7年3月議会補正予算にて、令和7年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決(別紙議案写)を得たものである。

(現場技術監理)

- ・完了(予定)日：令和7年6月30日

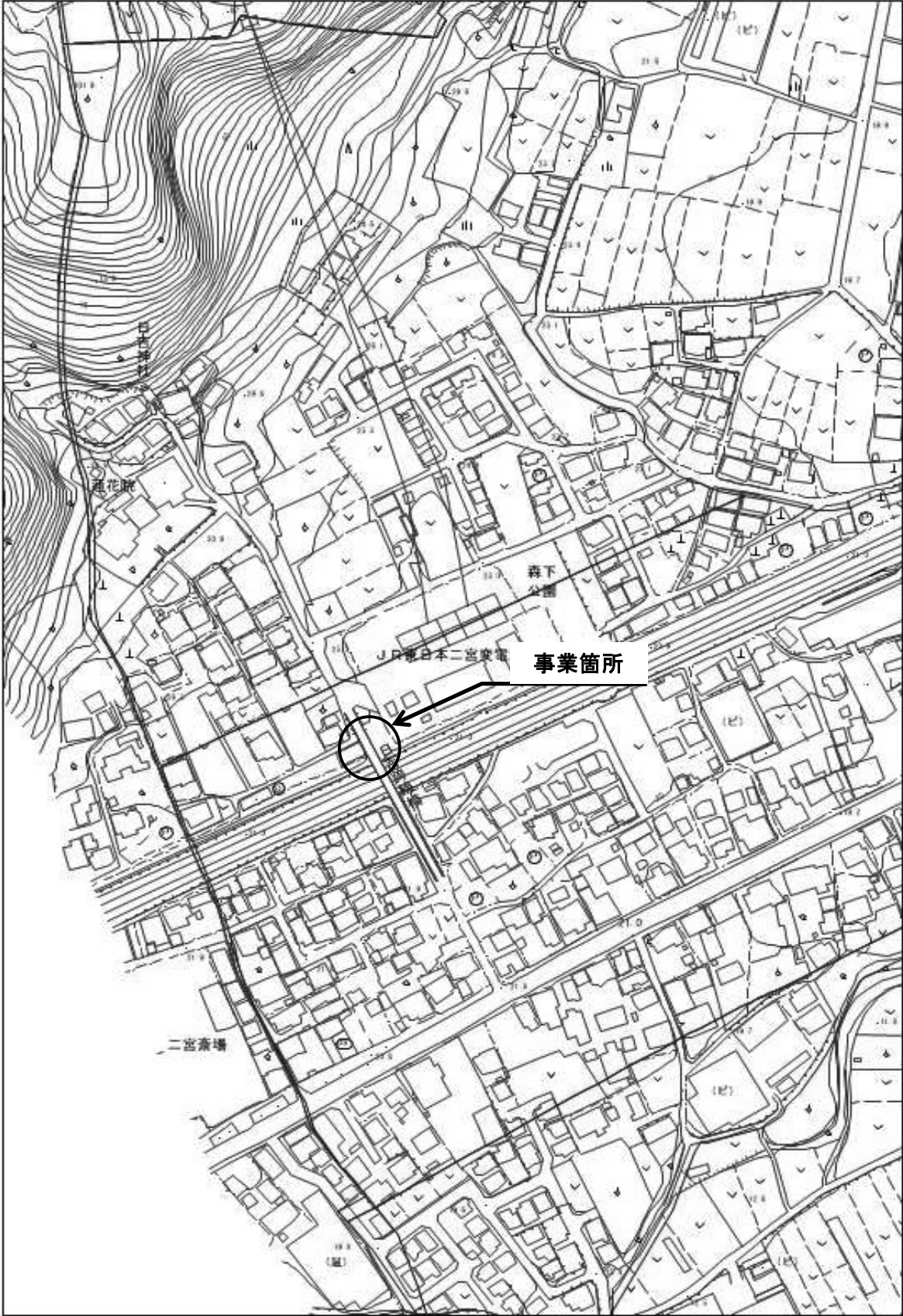
(工事)

- ・完了(予定)日：令和7年6月30日

6 位置図

別紙

# 位置図



件名	橋りょう長寿命化修繕事業
工事場所	大磯町 国府新宿 地内



【繰越明許費 議案写】

議案第 11 号

## 令和 6 年度大磯町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度大磯町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 359,277 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,898,769 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 12 日提出

大磯町長 池田 東一郎

## 第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	第3次低所得世帯支援給付金給付事業	109,254
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	38,199

## 第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
新庁舎整備事業 (事業者選定アドバイザー業務委託料)	令和6年度から令和7年度まで	33,176
令和7年4月1日から契約の履行を必要とする業務【※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務】	令和6年度から令和7年度まで	令和7年4月1日から契約の履行を必要とする業務【※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務】にかかる金額

## 第4表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園施設更新事業	50,800	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
農業用施設災害復旧	6,500	同上	同上	同上
道路橋りょう施設災害復旧	50,000	同上	同上	同上
計	107,300			